

公立大学法人沖縄県立芸術大学職員表彰規程

令和3年4月1日

沖芸大規程第24号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人沖縄県立芸術大学職員就業規則（令和3年沖芸大規則第4号。以下「就業規則」という。）第42条の規定に基づき、職員の表彰について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 法人に勤務する常勤の者(臨時的に採用された者を除く。)をいう。

(2) 学部等 学部、研究科、芸術文化研究所及び事務局をいう。

(表彰)

第3条 表彰は、就業規則第42条の各号のいずれかに該当する職員等について行う。

(表彰を行う者)

第4条 表彰は、理事長が行う。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状を授与して行う。表彰状には副賞として記念品又は賞金を付することができる。

(追賞)

第6条 この規程により表彰される職員が表彰前に死亡したときは、死亡後であっても表彰する。

2 前項の場合には、表彰状は、当該職員の遺族に授与する。

(表彰の決定)

第7条 理事長は、表彰の必要があると認めたときは、公立大学法人沖縄県立芸術大学理事会の議に基づきこれを決定することができる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、職員の表彰に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (令和3年4月1日理事長決裁)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規程の規定により別に定めるものとされている事項については、これに関する定めがなされるまでの間、沖縄県及び沖縄県人事委員会の関係例規及び通知等を準用する。

3 特別の事情によりこの規程の規定によることができない場合で必要があると認めるときは、沖縄県及び沖縄県人事委員会の関係例規及び通知等を準用することができる。